

宮崎市フェニックス自然動物園ランドスケープ基本構想・基本計画作成業務委託  
プロポーザル方式実施要領

1 業務の目的

宮崎市フェニックス自然動物園において、今後リニューアルを実施するにあたり、動物園全体および各種エリアについて諸条件を整理し、ランドスケープ（空間演出）コンセプトの基本構想及び基本計画を行う。なお、プロポーザル参加の検討にあたり、既存成果品（リニューアル基本計画資料）の貸与は可能である。

本業務とは別に公民連携に向けた可能性調査を実施中であるため、その業務と連携し、実施成果を反映させるものとする。

2 業務の概要

- (1) 名称 宮崎市フェニックス動物園ランドスケープ基本構想・基本計画作成業務委託
- (2) 場所 宮崎市大字塩路字浜山
- (2) 業務内容 「宮崎市フェニックス自然動物園ランドスケープ基本構想・基本計画作成業務委託 業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約日から令和7年3月28日まで
- (4) 提案限度額 25,600,000円(税込)

3 プロポーザル方式により受注者候補を選定する理由

価格のみの競争では、目的を達成できない業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識・経験を有する業者から提案を受け、評価し、受注候補者を選定するため。

4 プロポーザル方式及びその理由

フェニックス動物園内のランドスケープ基本構想・基本計画作成に関して、県内に類似施設がなく、他都市の動物園や大規模施設のランドスケープに関するノウハウを熟知するとともに、動物園特有の「ヒトと動物との空間演出」の知見のある事業者から幅広く提案を受ける必要があることから「公募型」とする。

5 業務スケジュール(予定)

No.	内容	期間	備考
1	公募開始日	令和6年11月5日(火)	ホームページ掲載
2	参加申込書受付締切日	令和6年11月25日(月)	郵送または持参により提出
3	参加資格確認結果通知日	令和6年11月29日(金)	
4	質問の締切日	令和6年11月15日(金)	17時までに電子メールにて提出
5	質問の回答	令和6年11月20日(水)	ホームページに記載

6	提案書・見積書提出	令和6年12月9日(月)	郵送または持参により提出
7	選定委員会開催	令和6年12月下旬	※開催日は参加資格確認結果通知時に案内
8	選定結果の通知	令和6年12月下旬	
9	契約締結	令和6年12月下旬	

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更となる可能性がある。

## 6 参加資格

参加者は「単体」または「共同企業体」とし、「共同企業体」により参加する場合は、共同企業体のすべての構成員が次の(1)～(6)にあげる要件をすべて満たしていること。

また、代表者又は構成員の少なくとも1者が(7)にあげる要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと
- (2) 成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人、営業を許可されていない未成年者及び破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないこと
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法(平成11年堀津第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (4) 宮崎市税及び国税について滞納がないこと(法人においては法人及び代表者。法人以外の団体については団体の代表者。)
- (5) 法人等にあつては役員等(個人にあつてはその者)が宮崎市暴力団排除条例(平成23年条例47号)第2条第3号に規定する暴力関係者ではないこと。  
※宮崎市と宮崎北警察署、宮崎南警察署及び高岡警察署との間で締結した「暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書」に基づき、提出された役員名簿とともに警察署に照会を行い、該当するか否かを確認します。
- (6) 宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱(平成6年11月28日告示第198号)及び宮崎市物品売買等の契約に係る指名停止等の措置に関する要綱(平成8年2月7日告示第19号)に規定する指名停止を受けていないこと。
- (7) 配置予定の管理技術者および照査技術者は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。
  - ① 技術士建設部門(都市及び地方計画)またはRCCM(造園)
  - ② RLA(登録ランドスケープアーキテクト)
- (8) その他市長が必要と認める要件。

### 6-2 複数申請の禁止

単独で申請した法人はグループ申請の構成員となることはできない。また、同一法人等が

グループ申請において同時に構成員となることはできない。

### 6-3 グループ申請に関する事項

契約並びに協定の締結にあたっては、グループの構成員すべてを協定該当者とする。申請後の連絡及び選定後の協議は代表の法人等を中心に実施する。

また協定に関する責任はグループの構成員がすべて負うこととする。

## 7 参加申込みの手続き

### (1) 事務局

〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号  
宮崎市役所都市整備部公園緑地課(第2庁舎7階)  
電話 0985-21-1814  
FAX 0985-21-1816  
Mail 30kouen@city.miyazaki.miyazaki.jp

### (2) 提出書類

- (1) プロポーザル方式参加申込書兼誓約書(様式1号)
- (2) 法人等の履歴事項全部証明書
- (3) 宮崎市税に滞納がないことの証明(発行日から3か月以内、写し可)
- (4) 国税に滞納がないことの証明(発行日から3か月以内、写し可)
- (5) 誓約書兼同意書(団体用)(様式2号)
- (6) 実務実績報告書(様式3号)
- (7) 契約実績を証明する書類(業務履行届、契約書の写し等)

### (3) 提出方法

持参または郵送(書留郵便に限る)により、7(1)の事務局あてに提出すること。

### (4) 提出期限

- ① 持参の場合:令和6年11月5日(火)~令和6年11月25日(月)  
(土曜、日曜及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- ② 郵送の場合:令和6年11月25日(月)必着

### (5) 参加申込の結果通知

参加申込の結果について、「参加申込書兼誓約書」に記載されたメールアドレスに令和6年11月29日(金)までに通知する。

## 8 質問及び回答

### (1) 質問

- ① 質問方法:質問書(様式4号)に記載し、メールまたはFAXにより、7(1)の事務局あてに送付すること。(必ず事務局へ着信確認の連絡を行ってください。)

②受付期間:令和6年11月5日(火)~令和6年11月15日(金)午後5時まで

(2) 回答

①回答方法:本市のホームページに掲載し、個別回答は行わない。

②回答日:令和6年11月20日(水)まで

9 企画提案書の提出

提案書で提出する資料及び画像データ等については、提案事業者がその著作権・使用権の権を有したもので作成すること。

(1) 提出書類

①提案書鑑(様式6号1)

②提案書(任意様式)

③業務実施体制表(任意様式)

④業務担当者調書(様式6号2)

⑤協力業者等調書(様式6号3)

⑥見積書及び業務費内訳書(様式6号4)

※見積書は、様式6号4を使用すること。業務内訳書については、任意様式とする。

⑦提案書の開示にかかる意向申出書(様式7号)

⑧その他提案に必要な書類

(2) 提出部数

①提案書(正・副) 各1部

②提案書データ 1部(PDFデータ)

(3) 提出方法

持参または郵送(書留郵便に限る)により、7(1)の事務局あてに提出すること。

なお、PDFデータは、メール若しくは、CD等の電子媒体で提出すること。

(4) 提出期限

①持参の場合:参加申込の結果通知日から令和6年12月9日(月)

②郵送の場合:令和6年12月9日(月)必着

(5) 企画提案書の作成方法

①企画提案書(業務見積書は除く)は社名及び社名を連想させるロゴマーク等は含めないこと。

②企画提案書には以下の内容を具体的に記載すること。なお、提案内容については、あくまでも業務を委託する者を選定するためのものであり、企画提案書の内容が全て事業実施内容に反映されるとは限りません。

項目	内容
ランドスケープ基本方針	・本園の現状や業務内容を的確に捉えたりリニューアルにおけるランドスケープの基本的な考え方

提案するランドスケープのイメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・園全体又はゾーンエリア（園内のゾーンのうち1つを任意抽出）のランドスケープのイメージを文書やラフスケッチ等で表現したもの（最大3枚まで）</li> <li>・提案する新しい価値やアイデアなどのポイントや実現性に向けた工夫など</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本業務に関する独自の提案等</li> </ul>

③プレゼンテーション時間は10～15分程度を想定。（質疑応答等を含め1社最大30分）  
 なお、プレゼンテーション資料を別途用意する場合は事前に提出すること。（提出期限は別途通知する）

④資料の貸与について

提案書作成に係る資料の貸与については資料貸与申請書（様式6号5）を提出すること。

(6) 提案内容の定義

①リニューアルの事業費は、今後検討していくものであり未確定であるが、プロポーザルの提案の検討に際し、100億円規模と仮定する。

②現状の動物園内の遊園地と流れるプールは、リニューアル後も現状と同様に運営することを前提とする。（100億円には遊園地の遊戯施設やプールの改修費用は含まない）

## 10 評価方法

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び見積書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

但し、5件を超える企画提案書及び見積書の提出があった場合には、選定委員会にて事前審査を行い、5件程度のプレゼンテーション及びヒアリングを実施することとする。

なお、事前審査やプレゼンテーション等のスケジュールについては、別途、参加資格確認結果通知にて案内する。

プレゼンテーションについては、WEB形式での参加も可能とする。

(3) 受注候補者の選定方法

①宮崎市フェニックス自然動物園ランドスケープ基本構想・基本計画作成業務委託に係るプロポーザル方式実施要綱第5条に規定する委員が、提案内容の審査を行い、評価基準に基づき採点を行う。

②失格者を除き、各委員の採点の合計点数が最も高い提案事業者を受注候補者として選定する。

③合計点数が同一の参加事業者が複数いた場合には、「提案内容の的確性・実現性・独創性」の項目評価点が高い参加事業者を受注候補者とする。

④上記にかかわらず、合計点数が評価基準点数全体の60%未満の場合には、受注候補者として選定しない。

#### (4) その他

- ①参加申込書または提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③見積金額が、提案限度額を超えている場合
- ④プレゼンテーションの開始時間までに会場に来なかった場合
- ⑤審査の公平性を欠する行為があったと市が認める場合
- ⑥その他、実施要項に反すると市が認める場合

### 11 選定結果の通知・公表

選定結果は、選定作業終了後すべての提案事業者に書面にて通知する。

また、選定結果通知日以降に、次の項目を市のホームページに公表する。

ア 受注候補者の名称、点数

イ 参加事業者の名称(50音順)

ウ 受注候補者以外の点数(点数が高い順)

(受注候補者以外の参加者の名称と点数の関連付けはない。)

※参加者名称と点数が関連付けられる可能性がある場合、一部公表を省略する場合がある。

※選定結果に対する異議を申し立てることはできない。また、選定結果・内容に関する問い合わせには一切応じない。

### 12 契約に関する事務

#### (1) 契約の締結

受注候補者と宮崎市の間で、委託内容、経費等について再度調整を行ったうえで協議が整った場合、契約を締結する。

#### (2) 契約保証金

契約締結にあたって、受注者は宮崎市財務規則(平成元年規則第1号)第105条第1項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし同規則第105条第1項各号に該当するときは免除とする。

#### (3) その他

- ①業務完了後、受注者が検査に合格した場合、委託契約に定める委託料を支払うこととする。
- ②支払い方法について、完成払いの1回とする。
- ③受注候補者選定後、特別な事情により契約しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合は次順位者を受注候補者とする。

### 13 その他

(1) 提出書類の取り扱い

- ① 企画提案書及びその他提案にかかる提出書類については、受注候補者の書類を除き、後日返却(PDFデータは破棄)する。
- ② 提出された書類の訂正・差し替えは認めない。ただし、市から指示があった場合は除く。
- ③ 提出された書類は、本プロポーザルにおける受注候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、宮崎市情報公開条例に基づき対応する。
- ④ 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

(2) その他

- ① 本プロポーザルに係る費用については、すべて参加業者の負担とする。
- ② 参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。
- ③ 企画提案書及び見積書は、1者(1グループ)につき1提案に限る。
- ④ 参加者が無かった場合には、本プロポーザルを中止する場合があります。

附則

この要領は、令和6年11月5日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。